佐賀県規則第5号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則 特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年佐賀県規則第54号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正前
(役員報酬規程等の提出)	

第25条 略

2 条例第10条第2項の書類の提出は、<u>助成金の支給を行った場合にあっては</u>様式第19号による提出書を<u>海外への送金又は金銭の持出しを行う場合にあっては様式第20号による提出書を</u>知事に提出して行わなければならない。

(仮認定申請書)

第26条 略

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第27条 第22条から第25条までの規定は、<u>仮認定特定非営利活動法</u> 人について準用する。

様式第3号(第6条及び第22条関係)

略

略

備考

1~6 略

7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非 営利活動法人又は<u>仮認定特定非営利活動法人</u>が、法第52条第 1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基 づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都 道府県の定めるところによること。

様式第4号(第7条関係)

改正後

(役員報酬規程等の提出)

第25条 略

2 条例第10条第2項の書類の提出は、様式第19号による提出書を知事に提出して行わなければならない。

(特例認定申請書)

第26条 略

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第27条 第22条から第25条までの規定は、<u>特例認定特定非営利活動</u> 法人について準用する。

様式第3号(第6条及び第22条関係)

略

略

備考

1~6 略

7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非 営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、法第52条 第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に 基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の 都道府県の定めるところによること。

様式第4号(第7条関係)

略

備考

THB - -

- 1~3 略
- 4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又 は特例認定特定非営利活動法人が、法第26条第1項の所轄庁 の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に 掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。

改正後

- (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(特例認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に掲げる認定又は特例認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに同項第3号に掲げる寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
- (2) 認定又は特例認定の通知書の写し
- (3) 所轄庁に提出した直近の次に掲げる書類の写し

ア略

イ 次に掲げる事項を記載した書類

(ア)~(力) 略

- (キ) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ウ略
- 工 助成金の支給の実績を記載した書類

略

備考

1~3 略

- 4 法第52条第3項の規定により、認定特定非営利活動法人又 は<u>仮認定特定非営利活動法人</u>が、法第26条第1項の所轄庁の 変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、2及び3に掲 げる書類のほか、以下の書類を添付すること。
 - (1) 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(<u>仮認定特定非営利活動法人</u>は除く。)、同項第2号に掲げる認定又は<u>仮認定</u>の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し並びに同項第3号に掲げる寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し
 - (2) 認定又は仮認定の通知書の写し
 - (3) 所轄庁に提出した直近の次に掲げる書類の写し

ア略

イ 次に掲げる事項を記載した書類

(ア)~(カ) 略

- (‡) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合<u>(その</u>金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日
- ウ略
- (4) 所轄庁に提出した直近の次に掲げる書類の写し
 - ア 助成金の支給の実績を記載した書類
 - イ 海外への送金又は金銭の持ち出し(その金額が200万円

改正後

以下のものを除く。)を行う場合において、事前に、その金額及び使途並びにその予定日(事前の作成が困難な場合にあっては、その実施日)を記載した書類

様式第5号(第8条及び第22条関係)

略

備考

1・2 略

3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非 営利活動法人又は<u>仮認定特定非営利活動法人</u>が、法第52条第 1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の 都道府県の定めるところによること。

様式第5号の2(第8条の2及び第22条関係)

略

備考

1 略

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非 営利活動法人又は<u>仮認定特定非営利活動法人</u>が、法第52条第 1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の 都道府県の定めるところによること。

様式第5号の3(第9条及び第22条関係)

略

備考

1~3 略

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非

様式第5号(第8条及び第22条関係)

略

備考

1・2 略

3 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによること。

様式第5号の2(第8条の2及び第22条関係)

略

備考

1 略

2 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非 営利活動法人又は<u>特例認定特定非営利活動法人</u>が、法第52条 第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に 基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先 の都道府県の定めるところによること。

様式第5号の3(第9条及び第22条関係)

略

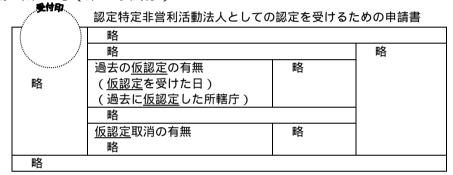
備考

1~3 略

4 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非

営利活動法人又は<u>仮認定特定非営利活動法人</u>が、法第52条第 1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによること。

様式第14号(第20条関係)



(注意事項)

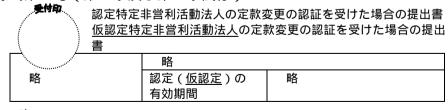
略

・ 過去に認定又は<u>仮認定</u>の取消しを受けている場合は、当該取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。

略

略

様式第16号(第23条及び第27条関係)



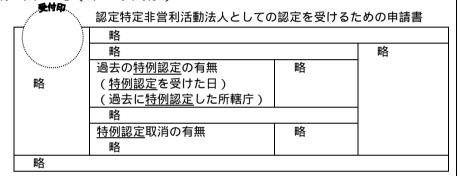
略

(注意事項)

改正後

営利活動法人又は<u>特例認定特定非営利活動法人</u>が、法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによること。

様式第14号(第20条関係)



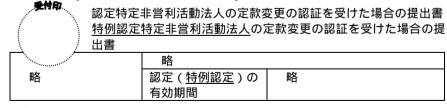
(注意事項)

略

・ 過去に認定又は<u>特例認定</u>の取消しを受けている場合は、当該取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。 略

略

様式第16号(第23条及び第27条関係)



略

(注意事項)

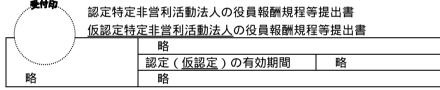
2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は 仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなりま す。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってください。

様式第17号(第24条及び第27条関係)

受付印	認定特定	認定特定非営利活動法人の代表者変更届書				
()	仮認定特:	<u>仮認定特定非営利活動法人</u> の代表者変更届書				
Γ		略				
		認定 (<u>仮認定</u>) の	略			
略		有効期間				
収						

様式第18号(第25条及び第27条関係)



略

略	略
···	海外への送金又は金銭の
	持出しを行った場合 <u>(その金</u>
	額が200万円以下の場合に限
	<u>る。)</u> におけるその金額及び
	使途並びにその実施日
	略

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は 仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

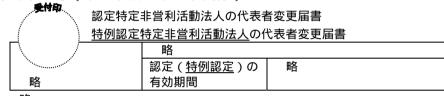
なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってください。

改正後

2 以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は 特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなり ます。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってください。

様式第17号(第24条及び第27条関係)



略

様式第18号(第25条及び第27条関係)

受付印	認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書						
()	特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書						
Γ		略					
The same of the sa		認定(<u>特例認定</u>)の有効期間 略					
略		略					

略

略	略 海外への送金又は金銭の 持出しを行った場合におけ るその金額及び使途並びに その実施日
	略

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は 特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出する こととなります。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってください。

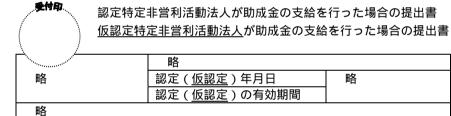
「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・仮認定特定非営利活動 法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

1 この様式は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が、 特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含 む。)の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促 進法第54条第2項第2号から第4号に掲げる書類を所轄庁(2以上の都道府 県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営 利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に提出する際に 使用します。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってくだ さい。

2~5 略

様式第19号(第25条及び第27条関係)



(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は 仮認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出するこ ととなります。

略

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってくださ L la

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書・仮 認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記 載上の留意点等

1 この様式は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が助 成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第62 条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類を

改正後

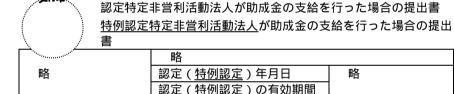
「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・特例認定特定非営利活 動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

1 この様式は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、 特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含 む。)の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促 進法第54条第2項第2号から第4号に掲げる書類を所轄庁(2以上の都道府 県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非 営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事)に提出する際 に使用します。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってくだ さい。

2~5 略

様式第19号(第25条及び第27条関係)



略 (注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は 特例認定特定非営利活動法人は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出する こととなります。

なお、提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによってくださ L1.

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書・特 例認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の 記載上の留意点等

1 この様式は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が 助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項(同法第 62条において準用する場合を含む。)の規定により助成の実績を記載した書類

様式第20号を次のように改める。

様式第20号 削除

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前 様式第21号(第26条関係) <u>仮認定特定非営利活動法人</u>としての<u>仮認定</u>を受けるための申請書 略 過去の<u>仮認定</u>の有無 略 (過去に<u>仮認定</u>した所轄庁) 特定非営利活動促進法第58条第1項の<u>仮認定</u>を受けたいので申請します。 略

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1年を超える期間が経過していなければ<u>仮認定申請書</u>を提出することが できません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ、<u>仮認定申請</u> 書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は<u>仮認定</u>を受けたことのある法人は、<u>仮認定申請書</u>を提出 することができません。
- ・ 申請書には、「<u>仮認定</u>を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。

改正後

様式第21号(第26条関係)

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後 1年を超える期間が経過していなければ<u>特例認定申請書</u>を提出すること ができません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ、<u>特例認定申</u> 請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は<u>特例認定</u>を受けたことのある法人は、<u>特例認定申請書</u>を 提出することができません。
- ・ 申請書には、「<u>特例認定</u>を受けるための申請書及び添付書類一覧 (兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。

改正前		改正後	
	(<u>仮認定申請書次葉</u>)	(特例認定申請書次葉)
略		略	
様式第22号(第28条関係)		様式第22号(第28条関係)	
特定非営利活動促進法第63条第1項又に けるための申請書 略	は第2項の合併の認定を受	特定非営利活動促進法第63条第1項又は けるための申請書 略	第 2 項の合併の認定を受
	略		略
部		部 認定 の有効期間 略 特例認定	
略		略	
略	· · · · · ·	<u>略</u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
合併後存続する法人名又は合	認定	合併後存続する法人名又は合	認定
併によって設立する法人名	· // ÷a/ 🖶	併によって設立する法人名	• 4+ /r.(+::::::::::::::::::::::::::::::::::::
(代表者名) 電話 () - FAX() -	<u>仮認定</u> ・ 上記以外	(代表者名) 電話 () - FAX() -	<u>特例認定</u> ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名	認定・	合併によって消滅する法人名	認定・
(代表者名) 電話 () - FAX() -	<u>仮認定</u> ・ 上記以外	(代表者名) 電話 () - FAX() -	<u>特例認定</u> ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名	認定・	合併によって消滅する法人名	認定・
(代表者名) 電話 () - FAX() -	<u>仮認定</u> ・ 上記以外	(代表者名) 電話 () - FAX() -	<u>特例認定</u> · 上記以外

(注意事項)

・ この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする<u>仮認定特定非営利活動法人</u>が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて提出してください。

(注意事項)

・ この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて提出してください。

改正前		改正後	
略		略	
略	略	略	略
略		略	
合併後存続する法人名又は合	認定	合併後存続する法人名又は合	認定
併によって設立する法人名		併によって設立する法人名	•
・ (・ (<u>仮認定</u>	電話 () -	特例認定
(代表者名) 日本	• L≐71\/ <i>h</i> l	(代表者名)	• L÷7N/ <i>h</i> l
合併によって消滅する法人名	上記以外認定	合併によって消滅する法人名	上記以外
			iii
	仮認定		特例認定
(代表者名) 電話 () -	•	電話 () -	131/316/72
FAX() -	上記以外	FAX()-	上記以外
合併によって消滅する法人名	認定	合併によって消滅する法人名	認定
	•		•
(() -	<u>仮認定</u>	電話 () -	<u>特例認定</u>
(代表者名)		(代表者名)	
	上記以外		上記以外
合併によって消滅する法人名	認定	合併によって消滅する法人名	認定
	仮認定		
(代表者名) 電話 () -	<u>IX 邮 </u>	(代表者名) 電話 () -	1寸175前以上
FAX() -	上記以外	FAX() -	上記以外
合併によって消滅する法人名	認定	合併によって消滅する法人名	認定
	•		•
電 ■ ()	<u>仮認定</u>	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	<u>特例認定</u>
(代表者名) 電話 () - FAX() -	•	(代表者名) 電話 () - FAX() -	•
	上記以外		上記以外
合併によって消滅する法人名	認定	合併によって消滅する法人名	認定
	(伝動学		* 特例認定
(代表者名) 電話 () -	<u>仮認定</u> ・	(代表者名) 電話 () -	<u>村別総集</u>
FAX() -	上記以外	FAX() -	上記以外
合併によって消滅する法人名	認定	合併によって消滅する法人名	認定
	かいん		HO.7

	改正前				改正後			
(代	表者名)	電話 () - FAX() -	・ <u>仮認定</u> ・・ 上記以外	(代	表者名)	電話 () FAX()	-	・ 特例認定 ・ 上記以外
合併	によって消滅する法人名		認定	合併	によって消滅する法人名			認定
(代	表者名)	電話 () - FAX() -	· <u>仮認定</u> · 上記以外	(代	表者名)	電話 () FAX()	-	· 特例認定 · 上記以外

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。